様式第十八号（第三十三条関係）

（２）

平成　　年　　月分

掛金・児童手当拠出金納付通知額内訳

掛金・児童手当拠出金納付通知額
円

掛金及び児童手当拠出金の率　（単位：％、人、千円）

	短期掛金１	短期掛金２	介護掛金	長期掛金１	長期掛金２	児童手当拠出金
給与						
賞与						

掛金区分	加入者数	標準給与合計	加入者数	標準賞与合計	掛金区分	加入者数	標準給与合計	加入者数	標準賞与合計
短期掛金１					長期掛金１				
短期掛金２					長期掛金２				
介護掛金					育児休業				

掛金内訳　（単位：円）

掛金区分		当月掛金	育児免除額	異動増額	異動減額	前納・過納額	補助金調整額	合計
給与	短期掛金１							
	短期掛金２							
	介護掛金							
	長期掛金１							
	長期掛金２							
賞与	短期掛金１							
	短期掛金２							
	介護掛金							
	長期掛金１							
	長期掛金２							
合計								

児童手当拠出金内訳　（単位：円）

区分	当月額（育児免除額を含む）	増減額（遡及分の育児免除額を含む）	前納・過納額	計	合計
給与					
賞与					

様式第二十号を次のように改める。

様式第二十号（第三十四条関係）

学校法人等代表者　殿

督　促　状

平成　年　月分　掛金・拠出金							円
内訳	掛金						円
	介護掛金						円
	児童手当拠出金						円

（平成　年　月　日入金現在による）

上記の金額が未納となっています。
先に送付している納付通知書により

指定期限　　平成　年　月　日

までに事業団指定の金融機関に納付してください。

＜ご　注　意＞

標記の掛金及び児童手当拠出金を指定期限内に納付しないときは、私立学校教職員共済法第３０条（以下「共済法」という。）第３項及び児童手当法第２２条の規定に基づき、納期限の翌日から掛金及び児童手当拠出金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じて、年１４．６％（当該納期限の翌日から３月を経過する日までの期間については、年７．３％（ただし、共済法附則第３５項に基づき、当分の間、各年の特例基準割合（※）が、年７．３％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合））の割合で延滞金を別途徴収します。

また、指定期限を過ぎても納付されないときは、財産差押の処分を受けることもありますので、ご注意ください。

なお、この督促状と行き違いに払込済の場合はあしからずご了承願います。

※各年の特例基準割合とは、各年の前年の１１月３０日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４％の割合を加算した割合（０．１％未満の端数は切捨て）です。

平成　年　月　日

日本私立学校振興・共済事業団
理　事　長　　印

附　則

1　この変更は、平成二十二年一月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　この変更の実施の際現に交付されている変更前の様式第十七号による年金証書及び現に送付している変更前の様式第十八号による掛金・児童手当拠出金納付通知書については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　変更後の様式第二十号による督促状については、実施日以後に納期限が到来する掛金及び児童手当拠出金の督促について適用し、実施日前に納期限の到来する掛金及び児童手当拠出金の督促については、なお従前の例による。

平成二十二年二月十二日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団